静岡県立静岡がんセンター知的財産ポリシー

Ⅰ 基本的な考え方

1 当センターの使命と知的財産ポリシーの策定

静岡県立静岡がんセンター(以下「当センター」という。)は、患者さんの視点を重視した理念及び方針に基づき、地域社会はもとより日本国内や国際社会へ還元を通じ、がん患者の治療及びQOLの向上に取り組んでいる。

また、静岡県の推進する「富士山麓先端健康産業集積構想(通称ファルマバレープロジェクト)」の中核拠点として、医療産業からウエルネスまで幅広い分野にわたり世界レベルの研究開発を進め、その成果により富士山麓に健康関連産業の集積を図り、特色ある地域発展への貢献を行っている。

当センターは、これらの使命を推進するため、研究成果の戦略的知的財産化とその積極的な活用を図ることとし、ここに「静岡県立静岡がんセンター知的財産ポリシー」を定め、当センターの知的財産の取扱いの方針を明らかにする。

2 知的財産ポリシー公表の目的

本ポリシーは、当センター内外に対して公表することにより世に広く本センターの方針を知らしめ、「発明者である職員」と「産学官連携を進めようとする産業界及び大学等」が当センターの知的財産に関する方針を理解し、納得し、共感することにより、職員等の研究活動意欲・権利取得活動意欲を喚起するとともに、産業界及び大学等の産学官連携業務活動意欲を喚起し、もって研究の進展と産学官連携の進展を図ることを目的とする。

3 知的財産ポリシーの対象者

本ポリシーは、当センターのすべての職員とそれに準じる者に適用し、本ポリシーの要請に従った報告と、それに伴うすべての責務を負う。

|Ⅱ 研究成果に関する取扱いと権利の帰属・承継|

1 管理及び活用の対象とするべき知的財産

知的財産とは、発明、考案、意匠、商標、植物新品種、回路配置の創作、著作物、商号、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、そのうち本ポリシーの対象となる知的財産及びそれに係る権利は、発明(特許権)、考案(実用新案権)、意匠(意匠権)、商標(商標権)の4つの産業財産権とする。

2 職務発明等の帰属と活用方針

当センターの研究成果を社会に効果的に還元する為には、権利化し、且つその権利を当センターの責任において組織的に活用する必要がある。そのため当センターは、職員が職務遂行過程でなした発明等を承継することにより原則当センターの帰

属とし、当センターの責任において組織的に社会貢献のために活用する。詳細は職 務発明等規程を別途定める。

3 発明等の取扱い

本ポリシーの対象者が発明等を行った場合は、職務発明等か否かに関わらず、速やかに総長に届け出なければならない。届け出があった場合、必要に応じて職務発明等委員会を開き、職務発明等に該当するか及び機関帰属とするかどうかの判断を行う。また、必要に応じて評価委員会を開き、外部専門家の意見を聴取し特許出願等を行うかどうかの判断を行う。この判断に際しては、産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用等を総合的に判断する。客観的な判断を行うため、調査等の作業を外部委託し、判断のための意見を求める機能を備える。これらの判断を行うため、当センターに職務発明等審査会及び評価委員会を設置する。職務発明等審査会及び評価委員会に関する規程は別途定める。

Ⅲ 知的財産の活用の推進とライセンスの考え方

1 研究成果の実用化に向けた当センターの対応

当センターは、創出された研究成果の実用化を早期に実現し社会還元を果たすため、公益財団法人静岡県産業振興財団ファルマバレーセンター等の外部組織と連携し、外部専門家を活用して効果的な知的財産権の活用を行う。

2 基本姿勢

- (1) 当センターは、所有する知的財産権を公開し、積極的に産業界へ技術移転する。
- (2) 当センターは、研究成果を産業界へ技術移転するため、産学官連携による共同研究等の連携促進や外部資金獲得を図り、知的財産権の実施を推進する。
- (3) 当センターは、知的財産を効果的に活用するために、外部専門家の支援を得る。

3 研究の推進

職員は、研究を開始する前から、特許情報及び技術動向を調査し、産業界における位置付けや方向性を把握して、知的財産を意識した戦略的な研究活動を推進する。 発明等の知的財産は、国等が実施する競争的研究資金制度において、採択における評価の参考とされるので、これを積極的に活用して競争的研究資金制度に応募し、研究資金の獲得を図る。

4 実施許諾に関する考え方

当センターは、知的財産権の実施許諾の契約にあたり、機会の公平性・透明性を確保し、知的財産権の専用実施権の設定、通常実施権の許諾、譲渡及びその他の手段を効果的かつ効率的に活用し、技術移転を推進する。同時に、当センターが原則自己実施しないこと、研究成果は遅滞なく社会へ還元する使命があることに関し、

産業界からの理解を得、実施許諾の締結が適切に行われるよう努力する。

5 知的財産権の実施に伴う発明者へのインセンティブの賦与

権利の有償譲渡による利益や実施料収入等(ロイヤリティ等)の実績に対しては、 実績に応じて発明者へ対価を支払う。その取扱いについては、別途規程に定める。 また、職員の業績評価については、研究論文等と並んで知的財産の取得や技術移 転・普及状況を対象とするなど、インセンティブの賦与に努める。

IV 職員等の守秘義務

1 共同研究等の場合

研究者等は、民間企業等と共同研究等を行うにあたり、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の侵害行為を定めた不正競争防止法の罰則規定について十分認識し、情報の適切な管理を行わなければならない。

2 当センターでの通常の研究時の場合

- (1) 論文発表の前に、発明に関し特許等出願をすることを前提に、出願前に内容を公表しない。特に、インターネット上での内容の公表又は研究関係者等のやりとりは公表に相当する場合があることから十分注意を払う必要がある。
- (2) 特許出願前にその内容について、研究会等で他の関係者と論議する場合は、その会議は非公開とし、お互いに意見交換した内容に関しては、他言しないことを会議の冒頭で確認する。

V 知的財産の管理及び実施体制

1 管理

本ポリシーの対象となる知的財産及びそれに係る権利の管理は、知的財産担当者を置く事とし、具体的な組織体制に関しては別途定める。

2 実施体制

本ポリシーの対象者から生まれた知的財産を当センターの財産とし、社会に還元する業務を実行するため、外部組織と連携し、体制の強化を図る。

Ⅵ 知的財産の取扱いに関する異議申立て手続きと処理方法

本ポリシーを実施していくにあたって、知的財産の取扱いに関する異議申立てを する機会と方法を与えられる必要がある。この知的財産の取扱いに関する異議申立 て手続きと処理方法に関しては、別途定める。

この知的財産ポリシーは、平成30年1月10日に制定し、実施する。